

オミクロン株対応の新レベル分類と対策

別紙1-①

【レベル分類】

区分	レベル1 感染小康期	レベル2 感染拡大初期	レベル3 医療負荷増大期	レベル4（避けたいレベル） 医療機能不全期
保健医療の負荷の状況	・外来医療・入院医療ともに負荷は小さい	・診療・検査医療機関（以下「発熱外来」という。）の患者数が急増、または増加が継続し、負荷が高まり始める ・救急外来の受診者数も増加 ・病床利用率、医療従事者の欠勤者数が上昇傾向	・発熱外来や救急外来に多くの患者が殺到する、重症化リスクの高い方がすぐに受診できない状況が発生 ・救急搬送困難事例が急増 ・入院患者が増加し、また医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負荷が高まる	・膨大な数の感染者に発熱外来や救急外来で対応しきれなくなり、一般の外来にも患者が殺到する ・救急車を要請しても対応できない状況が発生、通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態 ・膨大な数の感染者により入院が必要な中等症、重症の患者の絶対数が著しく増加 ・多数の医療従事者の欠勤者発生と相まって、入院医療がひっ迫 ・入院できずに自宅療養中、施設療養中に死亡する者が多数発生 ・通常医療を大きく制限せざるを得ない状態
指標	病床利用率（最大確保病床ベース、以下同じ。）：概ね 0～30%	病床利用率：概ね 30～50%	病床利用率：概ね 50%以上 重症病床利用率：概ね 50%以上	病床利用率：概ね 80%超 重症病床利用率：概ね 80%超
社会経済活動の状況		・職場で欠勤者が増加し始め、業務継続に支障が生じる事業者が出始める	・職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生	・欠勤者が膨大な数になり、社会インフラの維持にも支障が生じる可能性
感染状況	・感染者は低位で推移している、または徐々に増加している状態	・感染者が急速に増え始める、または増加が継続	・医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生	・第7波で最も人口当たりの新規感染者が多かった地域と同規模の感染が起きた場合を超える膨大な数の感染者が発生

※ レベル判断に当たっては、設定した指標が目安を超えた場合に機械的に判断するのではなく、必要に応じて本県の実情等を把握している専門家等の意見も参考にしつつ、総合的に判断する。

【対策内容】

区分	レベル1 感染小康期	レベル2 感染拡大初期	レベル3 医療負荷増大期	レベル4（避けたいレベル） 医療機能不全期
① 医療体制の機能維持・確保		ア 陽性者登録センター等の体制の整備 イ 必要に応じて医療機関等への協力要請（病床確保、外来医療体制等） ウ 同時流行への備えを呼びかけ（検査キットや解熱鎮痛薬の備蓄等）	別紙1-②に記載	ア 保健医療の対応が限界を超えた状態であることを周知し、理解を求める イ 災害医療的な対応として、国・他の都道府県からの医療人材の派遣等の要請を行う
② 感染拡大防止措置	ア 基本的感染対策の徹底 イ ワクチン接種の推進	エ 基本的感染対策の徹底 オ ワクチン接種の推進 カ 医療機関、高齢者施設、学校等における有効な感染対策 ^(*) に基づく対応を促す		▶ 医療体制と社会経済の機能不全に対処するため、社会の感染レベルを下げる必要がある
③ 業務継続体制の確保		キ 各業界に業務継続体制の点検・確保を呼びかけ		ウ ライフライン（電気、ガス、水道）、食料品、医薬品、物流等の供給確保

※ 上記の対策、要請・呼びかけは例示であり、実際の対策は、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況及び感染状況に関する事象等を十分に勘案し、総合的に検討・実施する。

(*) 1) 令和4年10月13日の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言の対策をいう。

医療ひっ迫防止対策強化宣言

令和4年夏のオミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株を中心とし感染拡大により、外来医療含めた保健医療の負荷が相当程度増大し、社会経済活動にも支障が生じている段階（「レベル3 医療負荷増大期」）にあると認められる場合に、本県の実情に応じて、県が「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を行い、県民及び事業者等に対して、①医療体制の機能維持・確保、②感染拡大防止措置、③業務継続体制の確保等に係る協力要請・呼びかけを実施する。

医療非常事態宣言

「レベル3 医療負荷増大期」において、感染拡大のスピードが急激な場合や、上記の「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく対策を講じても感染拡大が続き、医療が機能不全の状態になり社会インフラの維持にも支障が生じる段階（「レベル4 医療機能不全期」）になることを回避するために、本県の実情に応じて、県が「医療非常事態宣言」を行い、県民及び事業者に対して、人との接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけを行う。

※「医療ひっ迫防止対策強化宣言」及び「医療非常事態宣言」の発令に当たっては、「レベル3 医療負荷増大期」に機械的に実施するのではなく、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況及び感染状況に関する事象等を十分に勘案し、実施を判断する。また、一部地域に限ることや別の名称を用いることもあり得る。

区分	レベル3 医療負荷増大期	
	医療ひっ迫防止対策強化宣言	医療非常事態宣言
① 医療体制の機能維持・確保	<p>ア 重症化リスクが低い人は、発熱外来を受診する前に、自宅で検査キットによるセルフチェックを行い、陽性の場合は陽性者登録センターに登録する なお、症状が重いと感じる等の場合には、速やかな受診を検討する</p> <p>イ 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ることとし、専門 WEB サイトや電話相談窓口を利用する</p> <p>ウ 必要に応じて、病床確保等に関する医療機関への協力要請（感染症法第 16 条の 2 等）を行う</p> <p>エ 濃厚接触者となった医療従事者が待機期間中であっても抗原定性検査を行い医療に従事できるよう、医療機関においては可能な限り対応する</p>	
② 感染拡大防止措置	<p>【情報発信の強化】 オ 県民に対し、感染拡大の状況、医療の負荷の状況を丁寧に伝えるとともに、感染拡大防止、医療負荷軽減の協力を呼びかける</p> <p>【県民への協力要請又は呼びかけ】 カ 基本的な感染対策の再徹底（「三つの密」の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等） キ 感染者との接触があった者は早期に検査を行う 高齢者施設等の利用者に対して一時帰宅時等の節目での検査を行う ク 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出など、感染拡大につながる行動を控える 特に、大人数の会食や大規模なイベントへの参加は見合わせることも含めて慎重に検討判断する 学校や部活動、習い事・学習塾、友人との集まりでの感染に特に気をつける ケ 飲食店での大声や長時間の利用の回避、会話する際のマスク着用 コ 普段と異なる症状がある場合には、外出、出勤、登校・登園等を控えることを再度、徹底する</p> <p>【事業者への協力要請又は呼びかけ】 サ テレワーク（在宅勤務）等の更なる推進 シ 人が集まる場所での感染対策の再徹底（従業員への検査の勧奨、適切な換気、手指消毒設備の設置、入場者の整理・誘導、発熱者等の入場禁止、入場者のマスクの着用等の周知） ス 飲食店において十分な換気や、座席の間隔の確保又はパーティションの設置等を行う</p>	<p>【県民・事業者に対する協力要請又は呼びかけ】 原則として、飲食店や施設の時短・休業は要請しない、また学校の授業は継続</p> <p>ア 外出・移動は必要不可欠なものに限ることを要請（出勤大幅抑制、帰省・旅行の自粛も要請） イ イベントの延期等の慎重な対応を要請 ウ 部活動の大会や学校行事等には開催方式の変更等を含め慎重な対応を要請</p>
③ 業務継続体制の確保	<p>セ 多数の欠勤者を前提とした業務継続体制の確保を促す ソ 一時的に業務が実施できない場合があることやその時の対応について、事前に、住民や取引先や顧客等に示すことを促す タ 濃厚接触者でない接触者に対する出勤停止を要請しないことを周知する</p>	

※ 上記の対策、要請・呼びかけは例示であり、実際の対策等は、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況及び感染状況に関する事象等を十分に勘案し、総合的に検討・実施する。